

## 株券の電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 12 月 1 日

株主及び登録株式質権者各位

大阪市福島区福島七丁目 15 番 30 号  
萬世電機株式会社  
取締役社長 占部 嘉英

当社は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)の施行日に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)に対し、当社の株式を株券電子化後に機構が取扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」(平成 13 年法律第 75 号)第 13 条第 1 項の規定に基づいて同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項を公告いたします。

### 記

#### 1. 特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法施行に際して、同法附則第 8 条第 1 項に定める通知対象株主等(株券等保管振替制度をご利用されていない株主および登録株式質権者の皆様)の権利を保護するため、当社が特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 2. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、決済合理化法の施行日における通知対象株主等について、施行日以降、遅滞なく、株式会社証券保管振替機構に対し、同法附則第 8 条第 5 項に定める事項(開設した特別口座および通知対象株主等の氏名または名称、ご所有の当社株式数等特別口座への記録を行うために必要な事項)を通知いたします。

以上

(注) 既に証券会社等を通じて機構に株券を預託されている株主及び登録株式質権者の皆様につきましては、施行日後も当該証券会社等の口座に株式が記録され、特別口座は開設されません。